

資料 7 8 - 1

令和4年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

(諮問第1225号)

(公印・契印省略)

諮詢 第 1225 号

令和 4 年 3 月 23 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮詢 書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 衣川 和秀）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき令和 4 年用として発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金に関し、お年玉法第 7 条第 3 項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第 4 項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならぬ事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第 5 項の規定に基づく認可の申請が、別添のとおりあった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、お年玉法の規定に適合していると認められる。

よって、お年玉法第 7 条第 5 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮詢する。

審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった、「2022 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度）</p> <p>（お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること、 ・左記イの費用として、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること、 <p>から妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用</p> <p>（ア）使途</p> <p>寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用</p> <p>（イ）金額</p> <p>7,383,683 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>（ア）使途</p> <p>寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等</p> <p>（イ）金額</p> <p>3,629,871 円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、29,128,820 円だが、ここではお年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 241,991,459 円の 100 分の 1.5 に相当する額：3,629,871 円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p>

<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)</p>	適	<p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「形式審査」として、申請団体が団体要件を満たしていること等を審査していること、 ・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性等）を審査し、得点を算出するなどして、優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること、 <p>から、その審査内容は適正であり、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	適	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、 ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならぬこと、 ・配分金と他の資金を区別して経理すること、 <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に關し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	適	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

2021-日総務第 0147 号
2022 年 2 月 18 日

総務大臣

金子 恒之 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

衣川 和秀

2022 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及び
お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、2022 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付
郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければ
ならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受け
たいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

2022年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の分配団体及び配分額について

配分団体総数 155団体 配分額総額 265,767,000円

(1) 一般助成 (140団体 223,523,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業 (101団体 169,598,000円)

配分団体		使途内容	配分額(円)
名称	住所		
NPO法人 自立支援センター歩歩路	007-0835 北海道札幌市東区北35条東5丁目1-7-102	障がい者の就労継続事業に於いて、授産事業の取り組み活動。	379,000
NPO法人 環境り・ふれんず	060-0004 北海道札幌市中央区北4条西15丁目1-53北5条通りビル2F	高齢者や障がい者が利用しやすい活動施設のためのバリアフリー化事業	1,350,000
NPO法人 札幌チャレンジド	060-0807 北海道札幌市北区北七条西6丁目1 北苑ビル2階	視覚障がいの中高生のためのパソコン活用によるQOL向上促進事業	500,000
社会福祉法人 藤の園	061-0526 北海道樺戸郡月形町字当別原野417番地9	障害者等の職員送迎及び高齢者の病院受診送迎のための車両購入	2,000,000
NPO法人 ほしの里	063-0833 北海道札幌市西区発寒13条5丁目2-6	低所得・単身高齢者のための地域密着型共同住宅による地域に開かれた多機能な縁側づくり事業	4,320,000
NPO法人 リカバリー	065-0033 北海道札幌市東区北33条東15丁目1-1 エクセレムビル4階	生活に困窮している女性世帯へ栄養価の高いお弁当を届けよう	500,000
社会福祉法人 西興部村社会福祉協議会	098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部288番地	在宅要介護利用者の為の通所介護入浴施設設備事業	4,056,000
社会福祉法人 平内町社会福祉協議会	039-3321 青森県東津軽郡平内町小湊字小湊83-2	デイサービス施設における利用者送迎用車両の更改事業	1,200,000
NPO法人 秋田たすけあいネットあゆむ	010-0956 秋田県秋田市山王臨海町4-6 アナザーワンビル103	ひとり親と子どもの困難・貧困解消のためのサポート事業	4,800,000
NPO法人 仙台傾聴の会	981-1232 宮城県名取市大手町5丁目6-1	「自死予防」のための「電話相談」事業の拡充	500,000
社会福祉法人 あしたば福祉会	985-0075 宮城県塩竈市今宮町10番20号	移動に支援を要する方々の送迎および外出支援を目的とした「スロープ付4WDワゴン車整備事業」	1,900,000
一般社団法人 福島県視覚障がい者協力会	960-8002 福島県福島市森合町6番7号	視覚障がい者のための点字CDデュプリケーター整備事業	150,000
社会福祉法人 多宝会	960-8035 福島県福島市本町4番23号	入居者の介護重度化による介護職員負担軽減の為の事業	2,700,000
認定NPO法人 ふくしま成年後見センター	960-8111 福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見、たすけあい及び生きがい支援事業	500,000
社会福祉法人 凰凰会	311-4161 茨城県水戸市全隈町1256-7	デイサービス利用者の安全で快適な送迎サービスの向上及び外出の機会拡充のための車両購入事業	1,659,000
認定NPO法人 ひこばえ	371-0018 群馬県前橋市三俣町1-4-13	DV等被害者の安心、安全な居場所提供のためのシェルター改修工事事業	2,000,000
NPO法人 麦わら屋	371-0857 群馬県前橋市高井町1-30-3	通所利用者のアート作品を使った自主製品の質の向上や幅の拡充による工賃アップのための機器整備事業	2,660,000
社会福祉法人 希空	349-0133 埼玉県蓮田市間戸2796	花星こども園の2階テラスおよび避難階段のゴムチップ舗装敷設の事業	1,881,000
NPO法人 こどもの木	359-1144 埼玉県所沢市西所沢1-14-4-505	SDGをもとにした子ども主体の農業・食品リサイクル連携事業	1,000,000
更生保護法人 千葉県帰性会	264-0023 千葉県千葉市若葉区貝塚町27番地	被保護者の送迎及び処遇諸活動等のための車両増備事業	875,000
NPO法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0834 千葉県市川市国分7-12-5	障害者就労青年の癒しと活力を産み出すための交流拠点「いるんおるん・カフェ」事業	500,000
NPO法人 野花の会	289-1313 千葉県山武市上横地884-2	児童デイサービスいちご耐震補強工事及び電気設備改修工事	3,000,000
NPO法人 市民の会 寿アルク	231-0025 神奈川県横浜市中区松影町三丁目11番地2 三和物産松影町ビル	アルコール・薬物等の依存症者の回復する場が安心・安全且つ衛生的環境であるための改修事業	900,000
NPO法人 童謡、唱歌、世界民謡などを歌う・さくらの会	238-0041 神奈川県横須賀市本町2丁目1番地22 コンフォール横須賀本町908瀬川方	高齢者に生の演奏を楽しんでもらうためのコンサート実施事業	500,000
NPO法人 日本点字普及協会	242-0015 神奈川県大和市下和田721	「中途視覚障害者に対する点字学習指導法研修会」実施事業	200,000
NPO法人 道	248-0006 神奈川県鎌倉市小町2丁目12番37号 小町ティアイビルⅡ3B	障がい者の社会参加の機会拡充のためのアート活動事業	500,000
認定NPO法人 キッズドア	104-0033 東京都中央区新川1丁目28番地33号 G l a n f i c c e茅場町ビル2階	コロナ禍で勉強等に不安や悩みを抱える中高生のための居場所型学習支援事業	2,025,000
NPO法人 P O S S E	155-0031 東京都世田谷区北沢4-17-15 ローゼンハイム下北沢201	困難を抱える女性の雇用と生活を守るための労働・生活相談事業	5,000,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
認定NPO法人 CFFジャパン	157-0064	東京都世田谷区給田3-34-3 山喜 荘101	教員自身が社会課題を探求し教育現場に自分ごととして導入していく為の相互エンパワーメント事業	500,000
認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	160-0023	東京都新宿区西新宿1丁目20番地3 西新宿高木ビル7階	こども食堂をハブとした子どもの貧困対策のための包括的食支援事業	4,761,000
社会福祉法人 東京都手をつなぐ 育成会	160-0023	東京都新宿区西新宿7-8-10 オー クラヤビル2F	共同生活援助と短期入所で生活する重度障がい者の安心、 安全な暮らしから、誰もが支え合う地域をつくる事業	2,200,000
更生保護法人 更新会	169-0051	東京都新宿区西早稲田1-21-1	居住環境整備のための寮生居室の床面の貼り替え事業	500,000
一般社団法人 OSDよりそい ネットワーク	170-0002	東京都豊島区巣鴨3丁目4番2号	長期化高齢化するひきこもり者への居場所運営並びに80 50問題の専門家無料出張相談 (3年目)	500,000
更生保護法人 新興会	171-0044	東京都豊島区千早1-36-20	冷凍冷蔵庫及びガステーブルの更新事業	360,000
NPO法人 東京こどもホスピスプ ロジェクト	196-0015	東京都昭島市昭和町五丁目10番16号 森高ビル2階	小児がんや難病の子どもの学びや遊びを支援する「こども ホスピスルーム」事業	3,200,000
更生保護法人 長野司法厚生協会	380-0873	長野県長野市新諏訪1丁目1番8号	更生保護施設での処遇の質の向上のための事業	156,000
社会福祉法人 信濃整肢療護園	387-0022	長野県千曲市大字野高場1835-9	当施設利用者及び地域の障害者の相談活動並びに入所措置 児の受診及び外出に利用するための車両購入事業	800,000
NPO法人 ぱーむぼーいす	389-2234	長野県飯山市大字木島974-1	社会的自立に困難を有する若者や障害を持った人達に仕事 を運び、仕事を創る事業	500,000
NPO法人 伊那芸術文化協会	396-0025	長野県伊那市荒井3500-1 いなっ せビル5F団体事務室B	高齢者福祉施設等の利用者のためのアート・デリバリー事 業	500,000
社会福祉法人 天龍村社会福祉協 議会	399-1201	長野県下伊那郡天龍村平岡773番地2	山間部に住む高齢者への福祉サービス提供のための福祉車 両整備事業 (訪問介護事業所)	682,000
社会福祉法人 木祖村社会福祉協 議会	399-6201	長野県木曾郡木祖村藪原1191番地3 0	新しい地域福祉施設から発信する福祉車両利用者のための 快適性・安全性・利用率拡充事業	1,452,000
社会福祉法人 清和会	943-0881	新潟県上越市大字京田134-1	高齢者施設における調理業務の効率を高め安全でおいしい 食事を提供するための急速冷却器導入事業	600,000
社会福祉法人 湯沢町社会福祉協 議会	949-6101	新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877 番地1	高齢者、障がい者サロン事業及びデイサービス事業の参加 機会、利用回数増の為の送迎充実事業	2,000,000
社会福祉法人 千清福祉会	950-0914	新潟県新潟市中央区紫竹山4丁目1番2 6号	デイサービスセンター利用者の送迎事業	1,500,000
社会福祉法人 健周福祉会	950-0923	新潟県新潟市中央区姥ヶ山359番地1	特別養護老人ホームの入所者のための介護浴槽購入事業	4,000,000
NPO法人 アビリティ燕	959-1281	新潟県燕市桜町5番地	「障がい者の社会参加の機会拡充のための送迎活動事業」	2,000,000
更生保護法人 徳風苑	920-0332	石川県金沢市無量寺町ハ70-1	被保護者の就労支援の援助等のための車両新規配備事業	1,232,000
社会福祉法人 馬場福祉会	920-0831	石川県金沢市東山3丁目29番22号	ヘルパーステーションの利用者の送迎及び通院介助のため の車両の更改事業	910,000
社会福祉法人 ひびき	924-0024	石川県白山市北安田町112番地1	社会福祉法人ひびき「すーぶる」の利用者の為の外出・送 迎車両整備事業	1,280,000
社会福祉法人 一乗谷友愛会	918-8135	福井県福井市下六条町18-32	施設入居者・利用者の自由な生活の実現のための外出支 援・送迎用福祉車両の増備事業	1,800,000
社会福祉法人 阿吽会	441-1204	愛知県豊川市西原町松葉10-16	特別養護老人ホーム穂の国荘入所者のための厨房更新事業	5,000,000
社会福祉法人 若竹荘	442-0007	愛知県豊川市大崎町下金居場55番地	障害福祉サービス事業所あけぼの作業所の利用者送迎車両 の更新	1,500,000
社会福祉法人 豊川市社会福祉協 議会	442-0068	愛知県豊川市諏訪3丁目242番地	豊川市社会福祉協議会が実施する福祉車両貸出事業のため の貸出車両の更改事業	1,225,000
NPO法人 Face	444-0826	愛知県岡崎市若松町字萱林21番地22	施設電力を太陽光発電システムで補い、利用者工賃向上と 脱炭素社会へ貢献する	1,200,000
NPO法人 さんしょうの会	506-0807	岐阜県高山市三福寺町129番地	送迎の為の車両購入事業	1,000,000
NPO法人 ワークセンターいちい	509-6362	岐阜県瑞浪市陶町水上669-1	利用者の環境改善のためのトイレ改修事業	1,800,000
社会福祉法人 敬愛会	509-7321	岐阜県中津川市阿木2811番地の1	共用型指定認知症対応型通所介護グループホームしくらめ んの利用者送迎用車両の購入事業	1,000,000
認定NPO法人 三重いのちの電話 協会	514-0004	三重県津市栄町2丁目434	第37回いのちの電話相談員全国研修会みえ大会	1,500,000
社会福祉法人 光養会	520-1223	滋賀県高島市安曇川町下小川3220番 地1	降雪量が多く、除雪を頻繁に行う必要があり、早朝等の除 雪作業を効率よく、安全に行うための車両購入事業	1,991,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 シード	521-1133	滋賀県彦根市本庄町3799	障がい児の運動能力向上と脳の発達支援のための「遊びの壁面」設置事業	500,000
NPO法人 セカンドハーベスト京都	612-8018	京都府京都市伏見区桃山町丹後18-15 乃園ビル3F	低所得の子育て世帯のための食品提供支援事業「こども支援プロジェクト」と称しています。	3,000,000
NPO法人 吉野コスモス会	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下渕854-1	共同生活援助事業での安全性向上のためのトイレ改修事業	400,000
公益財団法人 大阪YWCA	530-0026	大阪府大阪市北区神山町11-12	地域の学校で学ぶ視覚障がい児童生徒が使う教科書以外の教材を製作し、届ける事業	910,000
NPO法人 JAE	530-0028	大阪府大阪市北区万歳町4-12 浪速ビル西館401A	小中学校のキャリア教育における、外部プロフェッショナル人材との協働モデルの構築事業	2,800,000
NPO法人 日本ウェルネススターツ協会	531-0074	大阪府大阪市北区本庄東2丁目3番地31号 A SKビル4F	ウェルネススターツを利用してフレイル予防・改善をし、高齢者の健康寿命をのばす活動	500,000
NPO法人 トゥギャザー	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中3-9-1 難波ビルディング403	障害者福祉事業所で働く障がい者の自立支援のための地域連携による郵便協働を活かした販路拡大事業	4,000,000
NPO法人 障がい者・高齢者市民後見STEP	560-0082	大阪府豊中市新千里東町1-4-1 阪急千里中央ビル8階	障がい者や高齢者の成年後見制度利用促進のための法定後見申立て費用の支援事業	140,000
NPO法人 大阪府民循環型社会推進機構	561-0875	大阪府豊中市長興寺北2-8-8-305	高齢者の地域での自立生活のためのフレイル予防講習及び社会参加を促す自助・互助を可能とする人材養成事業	500,000
NPO法人 はみんぐ南河内	583-0871	大阪府羽曳野市野々上4-6-7 メゾン野々上303	住民の多様な食べるを支え、その喜びを暮らす喜びにつなげる、持続可能な支援体制の構築を行う事業	378,000
NPO法人 COLORS	584-0073	大阪府富田林市寺池台5丁目18番16号	発達障害の子の保護者向けペアレンツ・トレーニングの実施及び無料相談業務（サロン）の実施	324,000
社会福祉法人 宝生会	591-8011	大阪府堺市北区南花田町530番地	高齢者、障害者の社会参加のための送迎移送事業	1,000,000
NPO法人 As house	599-0236	大阪府阪南市下出224番地の9	DV被害さんたちが、パソコン操作、基礎知識を取得し就職活動に役立てるようなるための事業	513,000
NPO法人 アゲイン	651-2267	兵庫県神戸市西区平野町西戸田594-11	障がい者就労支援のための農業用ドローン整備事業	2,000,000
NPO法人 ワトワーズ多聞台	655-0007	兵庫県神戸市垂水区多聞台4-14-2	生活支援事業、環境保全事業、まちづくりに関する各種イベントのための作業車両の配備事業	1,000,000
社会福祉法人 海向福祉会	671-1132	兵庫県姫路市大津区勘兵衛町2-29	「園児の津波避難のための車両購入事業」	3,000,000
NPO法人 そなえる救急医療情報	673-0848	兵庫県明石市鷹匠町2-32	救急医療情報の提供・普及啓発事業	398,000
社会福祉法人 広済会	708-0006	岡山県津山市小田中1412	特別養護老人ホーム奥津広済園の入所者および利用者の通院・外出・送迎用車両（車イス）の増備事業	1,067,000
更生保護法人 美作自修会	708-0022	岡山県津山市山下46-28	居住環境整備のためのエアコン買替え事業	1,300,000
NPO法人 おかやま多機能サポートネット	714-0096	岡山県笠岡市九番町1-22	高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業	450,000
社会福祉法人 邑智福祉振興会	696-0102	島根県邑智郡邑南町中野3600番地1	新型コロナウィルス感染症によるストレス軽減、情緒の安定、社会参加の向上を図る事業	1,300,000
社会福祉法人 つわの福祉会	699-5605	島根県鹿足郡津和野町後田口126	特養・デイサービス事業での施設内敷地および施設前道路、地域自治会での除雪作業のための機器導入事業	567,000
社会福祉法人 夢の会	750-0063	山口県下関市新地町3-28	小規模多機能型居宅介護を運営する「小規模多機能あやらぎの里」への福祉車両の配備事業	995,000
社会福祉法人 愛育会	771-0219	徳島県板野郡松茂町笠木野字八北開拓236番地1	通所利用者の利便性や利用者満足度の向上のための送迎車両配備事業	800,000
NPO法人 吉野川に生きる会	776-0013	徳島県吉野川市鴨島町上下島81-6	高齢者の健康の生きがいづくりと、次代の子に文化と自然環境が学べる事業	500,000
NPO法人 いのちのさと	779-3126	徳島県徳島市国府町矢野325-2	就労継続支援B型利用者工賃アップのための椎茸ハウス増設におけるエアコン購入	2,592,000
社会福祉法人 博友会	779-3407	徳島県吉野川市山川町祇園51	グループホームご利用者の外出支援のための車両整備事業	1,000,000
NPO法人 カラフル	791-0524	愛媛県西条市丹原町高松甲246番地1	障がい者の社会参加の増進のための育苗ハウス増築事業	5,000,000
認定NPO法人 フードバンク北九州ライフアゲイン	805-0019	福岡県北九州市八幡東区中央二丁目14-17	行政との連携強化に伴って拡大を求められる食料支援を可能にするためのフードバンク体制強化事業	5,000,000
社会福祉法人 遠賀町社会福祉協議会	811-4312	福岡県遠賀郡遠賀町浅木2丁目31番地1号	障がい者就労支援事業で使用する車両の更新事業	1,009,000
NPO法人 大牟田知的の障害者育成会	836-0003	福岡県大牟田市大字唐船236-1	障がい者が利用するグループホームの安全を確保するためのスプリンクラー設置事業	2,750,000

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
社会福祉法人 時津町手をつなぐ育成会	851-2101	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷 1156	障害サービス事業所エリア21の授産科目、弁当作業のための車両の更改	700,000
社会福祉法人 隆明会	856-0021	長崎県大村市鬼橋町1416番地	昨年新規開設した地域密着型介護老人福祉施設「湖畔の宿ふる里」の利用者送迎の為の社会福祉事業	1,698,000
社会福祉法人 やまなみ福祉会	878-0026	大分県竹田市飛田川2683番地	障がい者工賃アップのコロナに負けないための弁当製造販売新事業	4,250,000
社会福祉法人 ひまわり福祉会	861-1104	熊本県合志市御代志1342	新型コロナウイルスの影響で売上減少を打破するために、急速冷凍機の導入	1,175,000
NPO法人 自立応援団	861-5535	熊本県熊本市北区貢町780番地8	定員増に伴う災害時における障害者の避難所等施設多機能化に係る女子更衣室及び女子トイレの増築工事	2,900,000
社会福祉法人 博心会	865-0051	熊本県玉名市繁根木203番地1	障がい者利用者の地域活動拡充のため送迎支援・負担軽減のための事業	1,918,000
NPO法人 カラザ	886-0007	宮崎県小林市真方116番地5	発達障がい児(0歳~18歳)の生活スキル指導、認知支援、家族支援・指導、地域啓発のための療育事業。	5,000,000
社会福祉法人 川南町社会福祉協議会	889-1301	宮崎県児湯郡川南町川南13676-1	子育て世帯の食生活応援とコラボしたフードロス削減事業	460,000
NPO法人 鹿児島県ファイナンシャル・プランナー協会	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番 公社ビル215協働オフィス	「離島のヤングケアラーやひとり親家庭等の子どもの学習支援・保護者の生活支援事業	4,000,000
社会福祉法人 愛訪会	899-7512	鹿児島県志布志市有明町野神字田渕3935番地3	障がい者の歩行・移動等の安全を守るためのバリアフリー化事業	5,000,000
社会福祉法人 豊饒会	905-0214	沖縄県国頭郡本部町字渡久地493番地の1	障がい者の軽作業における就労支援拡充のための貨物車両の新規配備事業	1,600,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 (2団体 1,000,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
一般社団法人 男女共同参画地域みらいねっと	030-0841	青森県青森市奥野2-1-18-505	災害時の社会の脆弱性改善のための学校と地域をつなぐ防災教育事業	500,000
NPO法人 C O N N E C T	146-0075	東京都大田区西嶺町21-18	災害発生時に地域の中で自助・共助を推進していくことのできる人材育成のための事業	500,000

③交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 (1団体 871,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 熊本県海難救助隊	869-4704	熊本県八代市千丁町古閑出25-1	水難事故防止・海上での災害時の救助・シーマンリーダの育成等の事業	871,000

④青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 (27団体 31,294,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 コミュニティワーク研究実践センター	064-0808	北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園	「乳幼児親子の安心子育てサポート事業」	500,000
NPO法人 S w i t c h	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡1-6-3 東口鳳月ビル602	就労・就学に課題を抱える若者のための出張型ユースサポートカレッジ事業	2,175,000
NPO法人 次世代教育センター	302-0038	茨城県取手市下高井1271番地	次世代を担う子どもの健全育成を図るための、教育プロジェクト事業—英語・科学・自然体験活動—	172,000
認定NPO法人 チャイルドラインどちぎ	320-0837	栃木県宇都宮市弥生1-6-3	オンラインで繋がる体制づくりと受け手ボランティアの育成	500,000
NPO法人 栃木おやこ劇場	328-0037	栃木県栃木市倭町6-20 ラポルト倭2階	地域のすべての子どもたちに豊かな文化環境を整えていくためのアート体験プログラム事業	500,000
NPO法人 たけのこ	366-0801	埼玉県深谷市上野台129-3	園庭の雨水及び土砂の流出を防止するためのブロックU字溝工事	650,000
NPO法人 のあインターナショナルスクール	247-0024	神奈川県横浜市栄区野七里1丁目37-10	不登校や発達障害等の要支援の子どもと健常な子どもとが共に学べるための教育支援事業	500,000
NPO法人 ピアサポートネットしぶや	150-0013	東京都渋谷区恵比寿4-7-6 K Tビル201	地域ネットワークでつくる「子どもの居場所」づくり事業	3,738,000
NPO法人 芸術資源開発機構	162-0803	東京都新宿区赤城下町47-10 二川ビル1F	学校教育における美術鑑賞を介したラーニング・プログラム推進事業	2,819,000
認定NPO法人 信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ	390-0304	長野県松本市大村1082-4	安全なファミリー登山を広め、子どもの健全成長と安全登山の普及を目指す事業。	500,000
NPO法人 石窯スマイル研究会	390-0804	長野県松本市横田4-1-1	石窯を活用して青少年の健全育成を図るための事業	446,000

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0865	石川県金沢市長町3丁目3番3号	子ども科学者育成事業－科学研究の実体験を通じた未来の科学者の育成－	400,000
一般社団法人 はぐネット	921-8054	石川県金沢市西金沢3-47	ユース世代のための第3の居場所事業	2,918,000
NPO法人 子育ち・子育て支援NPO Otona no IRO	457-0863	愛知県名古屋市南区豊4-10-6 堀田サンハイツA-512	子どもの“自尊心”と“主体性”を育むための講座	300,000
NPO法人 健康推進プラネット	458-0831	愛知県名古屋市緑区鳴海町字向田95	障がいを抱える子どもたちの学校における環境作りのための健康システムコーディネーター養成事業	500,000
NPO法人 シェイクハンズ	484-0083	愛知県犬山市大字犬山字東古券70番2	外国に繋がる子どもへの非認知能力を高め、地域と繋げ、未来を広げる	3,187,000
NPO法人 せき・まちづくりNPO Oboe no IRO	501-3886	岐阜県関市本町6-24	進路多様校や外国にルーツをもつ高校生が地域の多様な大人と出会い、地域で自立的に生きる意欲を育む事業	2,751,000
NPO法人 仕事工房ボボロ	502-0812	岐阜県岐阜市八代3丁目27-8	ひきこもる人とゆるやかにつながるハガキと誌上での「風のたより」支援事業	500,000
NPO法人 三重県防犯設備協会	514-0131	三重県津市あのつ台四丁目7番地7	不審者の犯罪被害から子どもを守るための調査及び安全講習事業	500,000
NPO法人 情報セキュリティ研究所	646-0011	和歌山県田辺市新庄町3353-9 (Bing・U内)	児童のネットリテラシーを育むための「サイバー探偵団eスポーツ子ども塾」事業	2,656,000
一般社団法人 タウンスペースWAKWAK	569-0814	大阪府高槻市富田町2-13-8 ハイツ白菊1F	障がいのあるないを超えてつながるアート事業	387,000
NPO法人 BBフューチャー	593-8301	大阪府堺市西区上野芝町四丁9-1	青少年健全育成のための社会教育「少年野球チームの環境改善のための備品購入」	270,000
NPO法人 四国ブロックフリースクール研究会	761-8064	香川県高松市上之町3-3-7	特定非営利活動法人四国ブロックフリースクール研究会	880,000
NPO法人 きずな	799-1351	愛媛県西条市三津屋93-5	日本の伝統的暮らしを再発見する青少年育成事業	1,700,000
認定NPO法人 高知こどもの図書館	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-1-10	図書館移転に伴う館内整備事業	675,000
NPO法人 福岡教育サポート	816-0863	福岡県春日市須恵南8-54-2-202	貧困世帯の子どもたちの学力と進路を保障するための学習支援事業	500,000
社会福祉法人 長崎恵愛福祉会	850-0028	長崎県長崎市勝山町37	「わいわい、いきいき、すくすくふあーむ」事業（自然の中で野菜作りを通して、園児の豊かな心を育む事業）	670,000

⑤健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 (2団体 2,500,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 ウルトラスポーツクラブ	684-0052	鳥取県境港市麦垣町297番地	地域スポーツ振興のための室内トレーニング施設の改修事業	2,000,000
一般社団法人 ルートプラス	811-3209	福岡県福津市日蒔野4-8-14	子どもの“できた！”を引き出す多種目運動・スポーツ体験プロジェクト	500,000

⑥開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 (2団体 3,953,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 ブラジルソリダリオ(solidario) 横浜	226-0014	神奈川県横浜市緑区台村町314 第一秋元ビル2F	海外からの留学生・技能実習生への日本で就労するための日本語能力向上支援事業	3,535,000
認定NPO法人 アクティブボランティア21	790-0951	愛媛県松山市天山二丁目3番27号	外国人介護技能実習生を対象に、日本語能力向上とわが国の文化・歴史学習のための書籍整備事業	418,000

⑦地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業 (5団体 14,307,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 リトカル	261-0013	千葉県千葉市美浜区打瀬1-2-3 ST2406	臨海埋立地区の親子が自然に関心を高めるためのICTを活用した自然学習環境作り事業	495,000
認定NPO法人 富士山測候所を活用する会	169-0072	東京都新宿区大久保2-5-5	日本の自然環境・生活環境を保全するための富士山頂・山麓における越境大気汚染物質の観測事業	4,250,000
NPO法人 サンクチュアリエヌピーオー	433-8123	静岡県浜松市中区幸2-17-9	海洋ゴミ発生抑制のための遠州灘海岸におけるマイクロプラスチックゼロプロジェクト	5,000,000
NPO法人 黒島観光協会	857-3271	長崎県佐世保市黒島町8-4	世界文化遺産「黒島の集落」の環境に配慮した島巡り実現のためのカーポート一体型太陽光発電設備設置事業	3,762,000
認定NPO法人 子どもの森	889-0604	宮崎県東臼杵郡門川町川内字イカダ場3412番地1	釜戸小屋と五右衛門風呂小屋の建替え事業	800,000

(2) 特別枠助成 (15団体 42,244,000円)

①東日本大震災、令和元年台風19号および令和2年7月豪雨の被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業 (10団体 29,166,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 心の架け橋いわて	020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目5-1 県 町恵ビル3F	被災地域住民を対象とした対面・オンライン併用による健 康啓発サロンの開催と地域在住支援者の育成	1,894,000
みやこ映画 生活協同組合	027-0008	岩手県宮古市熊野町1番5号	東日本大震災被災者支援上映会のための車両更新事業	1,780,000
NPO法人 吉里吉里国	028-1101	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目4 04-44	次世代へ贈る森林を取り巻く環境づくり事業	5,000,000
一般社団法人 トナリノ	029-2205	岩手県陸前高田市高田町字大隅93-1	オンラインを活用した防災減災体験プログラムの提供によ る交流人口及び関係人口の創出	3,000,000
NPO法人 S E T	029-2208	岩手県陸前高田市広田町字山田52-6	地域の食を買ひ支えるコミュニティ形成事業	4,370,000
NPO法人 仙台夜まわりグループ	983-0044	宮城県仙台市宮城野区宮千代3-12-1 6	仙台及び宮城、東北の被災者を含む生活困窮者の生活取り 戻しのための総合的伴走支援事業	2,000,000
NPO法人 ライフケア	964-0905	福島県二本松市松岡93	震災と原発事故を体験した子どもたちが、健康と生きる力 を育むための自然と暮らし体験事業	2,250,000
NPO法人 会津地域連携センター	965-0035	福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニ ティ再生事業	2,550,000
一般社団法人 T e c o	970-8006	福島県いわき市平下平塙山土内町2-2 1	水害被災地被災者のための居場所づくり事業	3,066,000
NPO法人 フォトボイス・プロジェクト	105-0011	東京都港区芝公園2-6-8 6階OWL	東日本大震災で被災した女性のフォトボイス（写真と声） に学ぶ～防災と風化防止のための伝承事業として	3,256,000

②新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を目的とする事業 (5団体 13,078,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 ライフネットワーク歩 夢	324-0235	栃木県大田原市堀之内625番地19	発達障害等をもつ子供たちのための支援事業	2,121,000
公益財団法人 がん研究会	135-8550	東京都江東区有明三丁目8番31号	入院患者の入院前新型コロナ抗原検査のためのPCR検査 機器拡充事業	4,800,000
学校法人 空華学園	434-0044	静岡県浜松市浜北区内野5221-5	園児の基本的園生活維持のための新型コロナウイルス感染 症の予防・拡大防止に関する事業	1,307,000
社会福祉法人 楽山・社の会	503-0401	岐阜県海津市南濃町津屋1491-1	「ネット販売」への本格参入による「Withコロナ」時 代に即した販売力強化事業	4,250,000
認定NPO法人 ときわ会藍ちゃん の家	516-0041	三重県伊勢市常磐2丁目10-12	事業所での新型コロナウイルス感染症を予防する為の老朽 化した電解次亜水生成装置の更改事業	600,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難い場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適當と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

7, 383, 683円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

3, 629, 871円

(3) 合計

11, 013, 554円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

令和4年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金 の配分団体等の認可について

総務省

第1 制度概要

1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができるとされている。

- ①社会福祉の増進
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止
- ⑥文化財の保護
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護
- ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

会社は、同法第7条第1項、第3項及び第4項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

2 総務大臣の認可

会社は、お年玉法第7条第5項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

3 審議会への諮問等

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

【参考】お年玉付郵便葉書等に関する法律（抜粋）

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一～十（前記①～⑩と同じ）

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

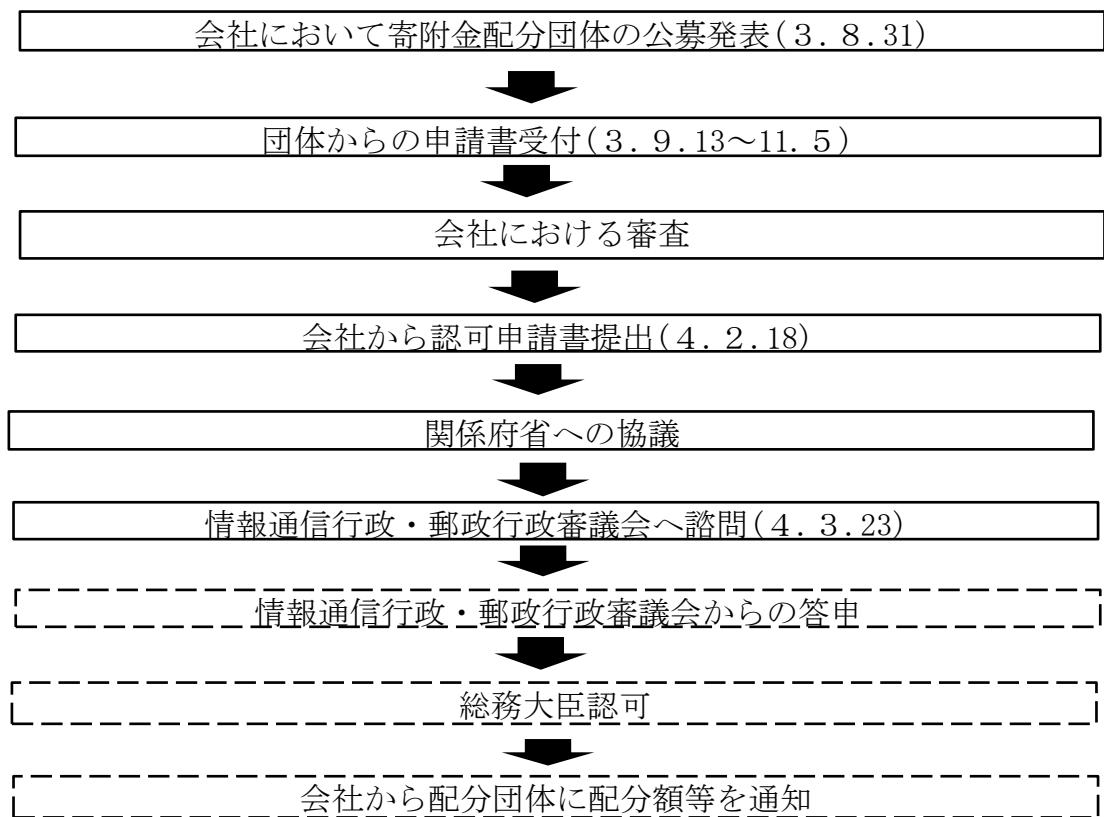
4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

【参考】寄附金配分までの流れ



第2 日本郵便株式会社における寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨の被災者救助・予防（復興）並びに新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を目的とする事業を行う場合にあっては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

(2) 申請金額（上限）

原則、1件500万円。なお、申請は1団体1件のみ。

2 審査方法

(1) 形式審査

申請団体が団体要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

ア 審査項目

【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

【定量的条件の配慮】

- ・年賀寄附金申請額がより小さい方を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い方を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい方を優先

イ 審査手順

申請1件当たり2名の審査委員が、上記アの「申請事業に期待する4項目」を評価し、得点を算出。同点数の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2名の審査委員は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

第3 日本郵便株式会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

155団体、265, 767, 000円

個々の配分団体・配分金の金額はP5～のとおり。

【参考1】令和4年の寄附金額

	販売枚数(枚)	寄附金額(円)
寄附金付年賀葉書 (63円+寄附金5円)	44,578,495	222,892,475
寄附金付年賀切手 (63円+寄附金3円)	5,707,599	17,122,797
寄附金付年賀切手 (84円+寄附金3円)	658,729	1,976,187
合計	50,944,823	241,991,459

【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	241,991,459円
前年からの繰越金②(配分金の辞退や事業終了に伴う余った配分金の返納等)	35,207,849円
配分費用③(会社において要した費用(事例集の作成や審査委員会の人件費等))	11,013,554円
配分原資④(①+②-③)	266,185,754円
配分金⑤(今回会社において配分決定をした配分金)	265,767,000円
繰越金(④-⑤)	418,754円

【参考3】事業別配分状況

事業\項目	令和3年用		令和4年用(案)	
	件数	金額(万円)	件数	金額(万円)
1号事業(社会福祉増進)	127	22,636	105	17,788
(内数)新型コロナ	9	2,674	4	828
2号事業(非常災害救助・予防)	15	4,827	12	3,017
(内数)東日本大震災、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨	11	3,513	10	2,917
3号事業(特殊疾病治療・予防)	1	247	1	480
(内数)新型コロナ	1	247	1	480
4号事業(原爆治療・援助)	0	0	0	0
5号事業(交通事故・水難)	0	0	1	87
6号事業(文化財保護)	1	170	0	0
7号事業(青少年健全育成)	26	2,333	27	3,129
8号事業(健康保持増進)	3	381	2	250
9号事業(海外留学生援護)	2	213	2	395
10号事業(地球環境保全)	2	247	5	1,431
計	177	31,054	155	26,577

【参考4】団体からの申請と採択状況

団体からの申請		会社の配分(案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
549 (504)	130,909 (121,159)	155 (177)	26,577 (31,054)	28.2% (35.1%)	20.3% (25.6%)

(括弧内は前年)

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと
 - ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
 - ・配分金と他の資金を区別して経理すること
- 等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果

お年玉法第7条第5項の規定に基づき、会社から認可申請のあつた、「2022年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書」については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度）</p> <p>（お年玉法第7条第2項関係）</p>	適	<p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none">・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること、・左記イの費用として、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること、 <p>から妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用</p> <p>（ア）使途</p> <p>　寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用</p> <p>（イ）金額</p> <p>　7,383,683円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>（ア）使途</p> <p>　寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等</p> <p>（イ）金額</p> <p>　3,629,871円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、29,128,820円だが、ここではお年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額241,991,459円の100分の1.5に相当する額：3,629,871円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p>

<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)</p>	適	<p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「形式審査」として、申請団体が団体要件を満たしていること等を審査していること、 ・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性等）を審査し、得点を算出するなどして、優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること、 <p>から、その審査内容は適正であり、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	適	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、 ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならぬこと、 ・配分金と他の資金を区別して経理すること、 <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に關し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)</p>	適	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

參考資料

1 令和4年用寄附金付郵便葉書等

【寄附金付年賀葉書（63円+寄附金5円）】

■意匠：宛名面「おめでたい」、通信面「竹林と虎張り子」



郵便はがき
□□□□□□□□□□



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（63円+寄附金3円）】

■意匠：虎とこま回し



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（84円+寄附金3円）】

■意匠：虎と羽根つき

2 日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員

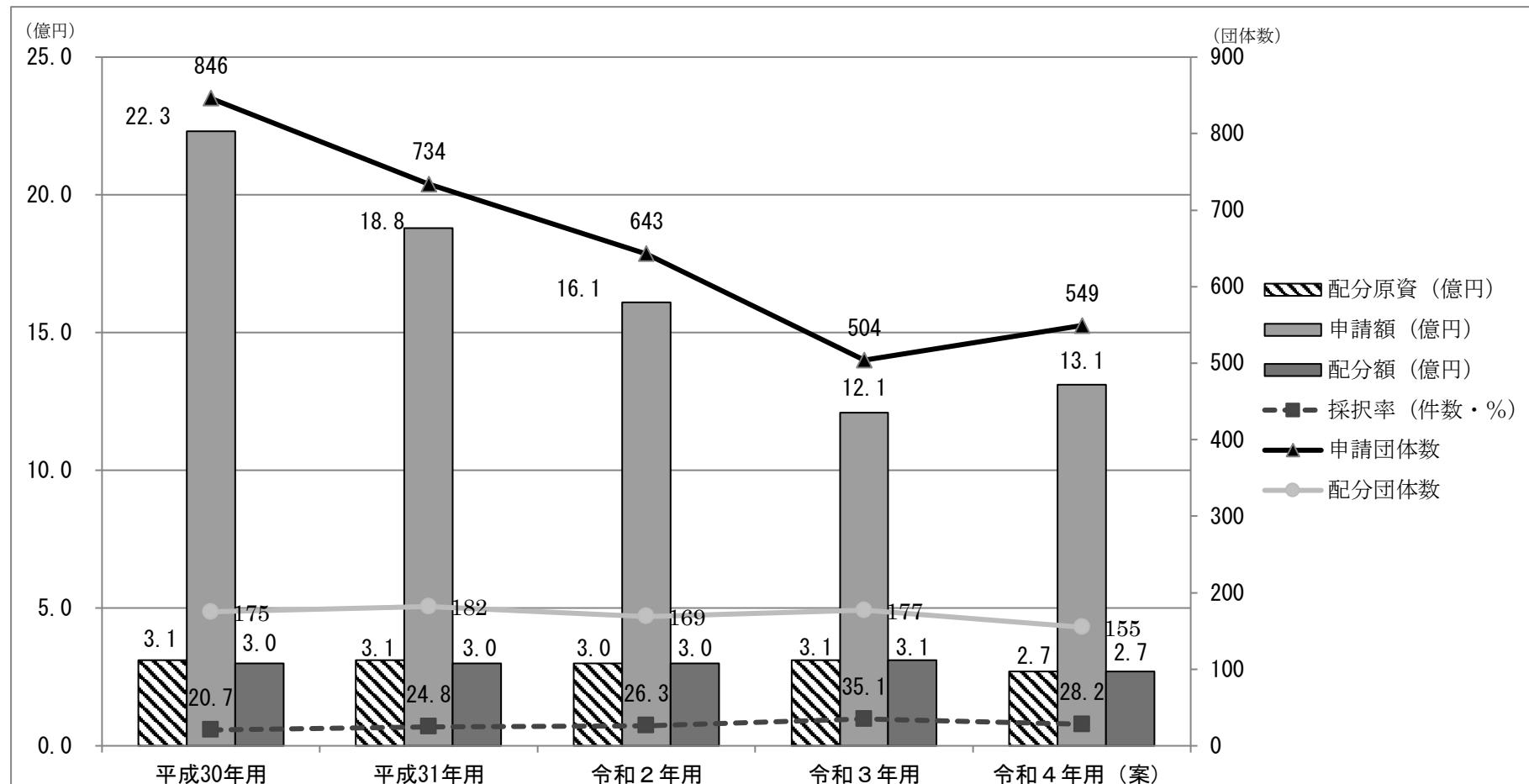
年賀寄附金審査委員（令和4年2月現在）

氏名		主要現職等
委員長	たなか ひろし 田中 皓	公益財団法人助成財団センター 理事
委 員	あさの さちこ 浅野 幸子	減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表
	くにまつ ひでき 國松 秀樹	元財団法人キリン福祉財団 常務理事
	こにし あつし 小西 敦	静岡県立大学経営情報学部 教授
	しんかい ようこ 新海 洋子	一般社団法人 S D G s コミュニティ 代表理事
	たかはし ようこ 高橋 陽子	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
	たかみや よういち 高宮 洋一	公益財団法人統計情報研究開発センター 理事
	のむら よしひと 野村 義人	公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事
	はせがわ まさこ 長谷川 雅子	一般財団法人 C S O ネットワーク 事務局・理事
	はつとり あつこ 服部 篤子	一般社団法人 D S I A 代表理事
	みずたに えり 水谷 衣里	株式会社風とつながり 代表取締役
	もぎ よしさぶろう 茂木 義三郎	元公益財団法人三菱財団 常務理事
	やまうち なおと 山内 直人	一般社団法人日本公共政策研究機構 代表理事

年賀寄附金評価委員（令和4年2月現在）

氏名		主要現職等
委員長	かわきた ひでと 川北 秀人	I I H O E [人と組織と地球のための国際研究所] 設立・代表者
委 員	おくやま ちづこ 奥山 千鶴子	N P O 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
	さの わたる 佐野 宜	京都大学大学院地球環境学堂人間・環境学研究科 教授
	なじま かずひさ 南島 和久	龍谷大学政策学部 教授
	やまが まさこ 山賀 昌子	N P O 法人まちラボ 代表理事

3 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況



* 「東京2020大会 [寄附金付] 年賀はがき」を除く。

4 日本郵便株式会社の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

事業\項目	平成30年用		平成31年用		令和2年用		令和3年用		令和4年用（案）	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業（社会福祉増進）	112	17,618	112	19,867	112	19,702	127	22,636	105	17,788
（内数）新型コロナ ^{*1}	-	-	-	-	-	-	9	2,674	4	828
2号事業（非常災害救助・予防）	25	6,636	17	5,347	17	3,724	15	4,827	12	3,017
（内数）東日本大震災、令和元年台風19号 ^{*1} 及び令和2年7月豪雨 ^{*1}	21	5,763	10	4,663	10	3,096	11	3,513	10	2,917
3号事業（特殊疾病治療・予防）	2	750	1	995	1	241	1	247	1	480
（内数）新型コロナ	-	-	-	-	-	-	1	247	1	480
4号事業（原爆治療・援助）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	2	336	1	0	1	150	0	0	1	87
6号事業（文化財保護）	1	45	3	450	3	868	1	170	0	0
7号事業（青少年健全育成）	28	3,521	23	2,549	23	2,223	26	2,333	27	3,129
8号事業（健康保持増進）	1	36	4	145	4	264	3	381	2	250
9号事業（海外留学生援護）	1	336	3	0	3	620	2	213	2	395
10号事業（地球環境保全）	3	791	5	400	5	1,852	2	247	5	1,431
計 ^{*2}	175	30,070	169	29,753	169	29,643	177	31,054	155	26,577

* 1：令和3年用配分より公募開始

* 2：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

5 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病的学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（寄附の委託）

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によって、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一條 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一條の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。